

令和4年度 第2回山陽小野田市総合教育会議

- 1 日 時 令和5年2月16日（木曜日）
13時30分開会 14時52分閉会
- 2 場 所 市役所 本館3階 第1委員会室
- 3 出席者 市 長 藤田 剛二
教育長 長谷川 裕
教育長職務代理者 砂川 功
教育委員 竹田 佳枝
教育委員 中村 眞也
教育委員 末永 育恵
- 4 市長、教育長、教育委員及び傍聴人を除き、会議に出席した者の氏名
企画課長 工藤 歩
企画課主幹 池田 哲也
企画課係長 藤井 貴大
福祉部長 吉岡 忠司
福祉部次長兼子育て支援課長 長井 由美子
子育て支援課課長補佐 野村 豪
子育て支援課係長 西村 真愛
教育部長 藤山 雅之
教育総務課長 浅川 縁
学校教育課長 長友 義彦
学校教育課主幹 佐野 崇幸
社会教育課長 船林 康則
- 5 傍聴人 0名

6 議事

- (1) ヤングケアラーの定義について
- (2) 山口県ヤングケアラー実態調査の結果について
- (3) 本市におけるヤングケアラーの課題・対応状況について
- (4) ヤングケアラーに対する今後の対応について

午後 1 時 3 0 分 開会

池田企画課主幹 議題の(1)、ヤングケアラーの定義について御説明をさせていただきます。第1回の総合教育会議におきまして、ヤングケアラーの定義を定めた上で、協議が必要であるとの御意見をいただいたところです。それを受け、事務局で資料1のとおり定義の内容を検討いたしました。資料中、上の四角い枠で囲ってある中に「ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行い、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているこどものこと。」と整理をさせていただいたところです。こちらは、厚生労働省のホームページに掲載をされています「ヤングケアラーとは、本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のこと。」といった一文に、この度、山口県がヤングケアラーの実態調査を行うに当たり、その目的として示された「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担」を加えまして、国、県の趣旨に基づきまして市の考え方を整理したものです。このように、事務局でヤングケアラーの定義を整理はいたしましたものの、家事やお世話を行う子供本人の受け止め方も様々です。また、本人がヤングケアラーと思っていない人に対してまして周りが勝手にヤングケアラーだと付することにもなりかねないとの思いもございます。ここで、学校でありました事例を御紹介させていただきます。

学校教育課長友課長 先ほど説明のありましたように、周囲が勝手にヤングケアラーだとすることに対しては、懸念される点はあると考えております。新聞等において、障害や病気の親や兄弟の世話をしていて、自分

の時間が取れない、したいことが出来なかった等の記事をよく目にしております。こうした記事にある当事者は本当に困っていて助けを求めている、必要としているヤングケアラーだと考えます。ただ一方で、障害のある兄弟の世話をする子供はみんなヤングケアラーかといいますと、この点については疑義があります。一つ私が体験したお話をさせていただきます。私は以前に障害のある弟を持つ小学校高学年の子供の担任となったことがあります。ある日、子供がその弟を連れて学校へ散歩に来ておりました。周りには、運動場でその子の同級生がとても楽しそうに遊んでいます。そうした姿を目にし、私は友達と遊びたい年齢ですので、その子に大変じゃねって声をかけました。そうするとその子は、もうびっくりしたような顔で「全然大変ではありません。私は弟と一緒にいることが好きなのです」というような答えが返ってきました。他人の私から見ると、遊ぶ時間に弟の世話をするということは、我慢を強いる大変なことだと、勝手に考えていたのですが、この子にとっては、弟と一緒に過ごすことが世話をすることが、楽しみということのようです。思い込んで声をかけた私は大変なんか恥ずかしくなったというような覚えがあります。こうした経験から、ヤングケアラーという言葉がひとり歩きして、障害や病気の家族を持つ子供たちがラベリングされて、それが差別や偏見につながるかということは大変に危惧しているところでございます。

企画課池田主幹 以上のことを踏まえまして、ヤングケアラーの定義につきまして具体的な細かなところまでは、このたびは設定をせず、一定の大枠の形として、先に説明したとおり整理をさせていただいたところです。定義につきましての説明は以上になります。

続きまして、(2) 山口県ヤングケアラー実態調査の結果について、担当の子育て支援課から御説明をさせていただきます。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 それでは資料2を御覧ください。山口県が令和4年7月に県内の児童生徒における家族の世話の状況や、それに伴う日常生活への支障、支援のニーズ等を把握し、ヤングケアラーの早期発見と支援策の検討を行うため県内の学校に通う小学5年生から高校3

年生までの児童生徒を対象として、ヤングケアラー実態調査を実施しました。その結果についてまとめられたものがこの資料になります。まず1ページですが、この調査の対象人数は小学生が2万1291人で回答率85.9%、中学生が3万2667人で回答率が83.2%、高校生が3万6375人で回答率が46.4%でした。2ページ以降に調査の結果がまとめられています。まずは2ページを御覧ください。そちらにありますように、世話をしている家族の有無について、いると回答した児童生徒が県全体で12%という結果になりました。この12%の児童生徒が世話をしている家族は誰かという回答が、その右側の点線で囲まれた部分、中央部分になります。複数回答ではありますけれども、1番多い相手が兄弟姉妹、続いて母親、父親の順になっております。そしてその囲みの右側部分を御覧ください。家族の世話をしているために、やりたいけれども出来ないことがあると回答した児童生徒が、回答者の全体の2.3%おり、県はこの回答者については、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負ったヤングケアラーの可能性があり、支援の検討が必要であると考察しています。ただいま申し上げたのは県の調査結果でしたけれども、本市の状況を個別に集計した結果は、世話をしている家族の有無についていると回答した児童生徒が13.4%、家族の世話をしているために、やりたいけれども出来ないことがあると回答した児童生徒が、3.3%でした。いずれも県の結果より少し高い割合になっています。続く3ページ以降は主な調査結果の詳細がグラフであらわされております。1日のうち世話に費やす時間や家族の世話の有無、学校の出席状況等の結果となっております。この調査は児童生徒本人に、学校の先生方への相談希望の有無を問うておりました。「希望する」を選んだ児童生徒は、氏名と学校名を記入するようになっていました。資料の11ページをお開きください。相談を希望して氏名を記載した児童生徒が、県全体で310人いた中で、10月20日現在164人の対応状況の報告が学校からなされており、児童生徒から聴取した結果、そのうちの5名がヤングケアラーに関する相談であったとの報告となっております。このあたりの数値について本市だけを集計した結果はございませんけれども、アンケートの際に、

学校以外で相談できる場所として、本市の家庭児童相談室を紹介しておりましたが、家庭児童相談室のほうにアンケート実施以降関連事案の相談はございませんでした。続いて12ページには、県の調査結果に係る考察として3点挙げられています。1点目は家族の世話をしているためにやりたいことが出来ていないと回答した2.3%の回答者は、ヤングケアラーの可能性があり、支援を検討する必要があるとあって、中でも学校生活や進路に影響が出ていると回答した児童生徒がいることから早急な対応が必要である。2点目は、ヤングケアラーに気づく特徴として、学校の出席日数や遅刻、早退の回数に関連があると見られること。また、忘れ物が多い、書類の提出が遅れる、宿題や課題が出来ていないことが多いなど、学校生活に影響が出るという特徴があり、このような状況から、大人がいち早く気づけるような取組が必要である。3点目はヤングケアラーの認知度について、令和2年度の国の調査よりも、今回の調査が上回っていることから、啓発活動に一定の効果はあったと推察されるが、今後も効果的な周知に取り組む必要があると結んでいます。以上が簡単ではございますが県の実態調査の結果報告です。

池田企画課主幹 続きますして(3)本市におけるヤングケアラーの課題、対応状況について御説明をさせていただきます。資料の3を御覧ください。この「1本市におけるヤングケアラーの課題・対応状況」につきまして御説明をさせていただきます。今のヤングケアラーの調査結果を受けまして、課題が出てきたところでございます。一つ目が認知度不足、それから、学校生活への影響が懸念、そして、学習支援、相談支援の大きく四つとなっております。まず、認知度不足等につきましてですね、今現在、市が行っております、具体的な取組につきまして、御説明を各担当課のほうから説明をさせていただきます。それで課題として、認知度不足につきましては、県の調査では約53%、本市におきましては、約59%の児童生徒がヤングケアラーという言葉聞いたことがないというような回答でございました。本市におきましては約6割の児童生徒が、認知度不足というような状況が浮き彫りになったところでございます。そのため、周知、啓発活動のことにつきまして御説明をさせていただきます。

まず①を子育て支援課から説明させていただきます。

長井福祉部次長兼子育て支援課長　子育て支援課におけるヤングケアラーの課題はやはり認知度不足ということが1番の課題と考えます。本市における約6割の児童生徒がヤングケアラーという言葉を知ったことがないという結果が出まして、まずは周知啓発通から取り組むことが必要と考え、昨年の市広報8月15日号にヤングケアラーについての記事を掲載したほか、今日資料としてお配りしておりますが、国が作成したヤングケアラー啓発に関するリーフレット、チラシ等を幼稚園、保育所、小中学校を通じて児童生徒の皆さんに対して、1人1枚ずつ配布しました。また大人に対しては、児童虐待や発達障害等の問題に対処するために設置された山陽小野田市子育て支援ネットワーク協議会の研修会にて、家族と身近な幼稚園教諭や保育士、民生児童委員、主任児童委員など、地域の各関係機関に配布しました。ほかにも市役所本庁をはじめ、公共施設各所にヤングケアラー啓発のポスターを掲示し、ヤングケアラーについての認知度向上を図っているところです。

池田企画課主幹　認知度不足の②につきまして、社会教育課から御説明をさせていただきます。

船林社会教育課長　社会教育課におきましては、人権教育の一環として地域や企業における人権研修会において、子供の人権というテーマの中でヤングケアラーを題材とした研修を行っています。具体的には、社会教育課のほうで購入をしております人権視聴覚教材のDVD。今回は、この夕焼けというDVDソフトがございまして、これがヤングケアラーを題材にしたものとなっております。このDVDを利用して、認知度の向上を図っております。令和4年度の実績としましては、これまでに12回の講座を行って、約300人弱の方がこのDVDを見ておられます。

池田企画課主幹　続きますのでの課題、学校生活への影響が懸念というところで、先ほども説明させていただきましたように、世話をしている家族がいる場合、忘れ物が多い、提出物が遅れる、居眠りをする、宿題が出来ていないことが多いという回答が、世話をしていない方と比べて、それよりも回答が高い傾向にあるというような課題が生じております。その対応

につきまして、学校教育課から御説明をさせていただきます。

長友学校教育課長 学校としましては、世話をしている家族がいるいないにかかわらず、忘れ物が多い、提出が遅れる、居眠りをする、そういったような行動が見られる場合につきましては、教員は児童生徒と信頼関係を築き、一人一人の状況を把握しながら、相談や支援、指導を行っていません。具体的には①にありますように、日々の細やかな声掛け、提出や宿題等の確認、週1回行っております生活アンケート、学期ごとの教育相談から毎日の生活ノート、これは中学生ですが、そのノートを通して児童生徒の変容や困り事をいち早くとらえるように努力をしています。また、日々の様子や気になることにつきましては、保護者と連絡相談をしております。小学校では、連絡帳を使ったり電話をかけたり、中学校では電話をかけて対応しています。それから、3番ですが、子供たち一人一人と組織的に関わるができるように、全職員が参加する児童生徒理解の会を定期的実施しています。担任の気づきだけでなく、周りの教員の気づきを共有して、子供たち一人一人の指導に当たっているところでございます。

池田企画課主幹 続きまして学習支援の内容につきまして対応状況を、学校教育課から御説明させていただきます。

長友学校教育課長 学習支援につきましては、これもヤングケアラーにかかわらず、学校の勉強等遅れがある子供、つまずいたりする子供、それからもう少し勉強して分かりたいというような子供につきましては、子供たちの要望に従って、個別に対応しております。昼休みや放課後に時間をとって個別の学習支援を行うこともありますし、また、2番にありますように、タブレット端末を1人1台配付しておりますので、その中に入っておりますドリルを使った学習ということもできるよう、ルーターの貸出しなどをして、環境も整備しています。このドリルのアプリは、小学校から中学校までの学習が入っているため、学び直しをするということもできるようになっています。

池田企画課主幹 それでは4番目の課題として相談支援につきまして、子育て支援課のほうから御説明させていただきます。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 相談支援に係る対応としましては、支援が必要な家庭や児童に対する相談支援を行う家庭児童相談事業を行っております。この事業においては、様々な家庭の相談を受ける中で、必要に応じて、幼稚園、保育所、学校、主任児童委員など、地域の各関係機関とその子供やその家庭に関する情報や支援の方向性を共有し、個々の実態の把握に努めながら支援を行っているところです。各家庭や児童の支援を行っていく中で、ヤングケアラーについても他の諸問題と区別することなく、慎重かつ丁寧に対応してまいりたいと考えております。

池田企画課主幹 続きまして「(4) ヤングケアラーに対する今後の対応について」の資料を御覧いただけたらと思います。こちら2ページにわたっておりますけれども、これから来年度に重点的に取り組んでいこうと考えておりますのが、1番に掲げております認知度不足、それから、1番最後に掲げております相談支援に関する取組です。まず、認知度不足につきまして、子育て支援課から御説明をさせていただきます。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 最初に資料の誤りをおわびいたします。認知度不足の具体的な取組の欄①で、ポスターの掲示を、重複して記載しておりました。確認不足で申し訳ございません。それでは、今後の取組につきまして、御説明させていただきます。子育て支援課としましては、ヤングケアラー支援の入り口として、その存在に気づき、支援を必要とする子供やその御家庭が相談窓口につながりやすくするためには、周囲の関係者がヤングケアラーの方がいるかもしれないと常に意識していく必要があると考えます。そのため、市広報やその他の媒体を活用した周知啓発、また、連携して支援する関係者や関係機関を対象とした研修会の開催等、引き続き周知啓発に努めて、認知度向上を図りたいと考えております。

池田企画課主幹 続きまして、学校教育課から説明させていただきます。

長友学校教育課長 調査結果と現場では大きな乖離があるというふうに感じております。こうした乖離が生じているのは、一つはヤングケアラーの認知が様々であることや、そもそもヤングケアラーということを知らないということに原因があると考えています。こうしたことから、教職員に

つきましては、管理職、生徒指導主任及び教育相談担当を対象とした研修を実施して、全教職員の周知啓発に努めたいと思います。続きまして子供たちにつきましては、リーフレットやパンフレットを活用した周知活動を継続することを通して、認知度理解度を向上させ困ったときには相談するというような、S O Sの発信についての大切さも周知啓発していきたいと考えています。さらにP T Aや地域、子供に関わる人々への周知啓発も重要と考えています。正しい知識や支援の在り方を周りの大人が知ることが、早期発見につながると考えますので、学校運営協議会や地域教育協議会、そうした機会を通して周知啓発に努めてまいりたいと考えています。

池田企画課主幹 それでは、④といたしまして社会教育課から御説明させていただきます。

船林社会教育課長 社会教育課としましても、こうした問題の周知、啓発、認知度向上がまず第一と思っています。これまで行っておりましたDVDを使用した認知度向上の研修、これをさらに対象者を拡大していき、P T A、補導員、それから家庭教育支援チーム等の会議などでも、こうした資料を活用して研修を行ってまいりたいと考えています。

池田企画課主幹 認知度不足につきましては、①番につきましては拡大して行っていくようになっております。②番③番につきましては、学校の教職員、それから、児童生徒に対して直接周知を図るということで、こちらは新たな取組として進めていきたいと考えております。また、④番につきましても、これまで人権の研修であったものを、P T A、青少年の補導員会議等、子供たちに関わる人への周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。この、認知度不足につきまして、このたび児童生徒を対象として周知を図るようにしておりますけれども、先日、山口県のヤングケアラーに対するセミナーがございました。それに子育て支援課の長井福祉部次長のほうが御出席をされ、お話を聞いてこられましたので、ちょっとその内容を御報告させていただきたいと思います。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 昨年の11月19日に、県がヤングケアラーへの理解を深めるシンポジウムを開催しました。その中で行政説明や基

調講演、支援者による事例発表等がございまして、最後のパネルディスカッションの中で、当事者の方が参加をしておられました。その方は現在 20 代半ばぐらいの年齢にお身請けしました。今、思い起こせば自分はヤングケアラーだったのではないかと。自分が子供の頃にはまだヤングケアラーという言葉が今ほど、世間に知られていなかったのも、そういう認識がなかったけれども、今ヤングケアラーと言われる定義と申しますかそういったことを思うと自分もそうだったのだろうなと思っています。ということからお話を始められました。その方は、お母さんがちょっと精神的に病んでおられて、家族のお世話が出来ないというような家庭環境の中で育ってこられたようです。自分が 1 番年長者であったために、弟さんや妹さん小さい方の世話を自分が主にしておっしやっていました。中学生、高校生になり自分が家族の世話をすることが嫌だとは思っていなかったけれども、友達の御家庭を見ると、自分のうちとは違うな、自分のうちはよその家庭みたいにお母さんが何でも家事でもいろいろしてくれるっていう家庭ではないので、ちょっとよその家庭とは違うなということを経々と感じ始めたとおっしやっていました。少し自分の家庭がよそと違うということ、自分は友達や学校には絶対に知られたくなかったと。なので、誰にも相談することもなく過ごしていたということでした。知られたくないので学校では普通にお友達とも遊んだりするようにしていたけれども、何かの拍子に先生から、ちょっと元気がないように見えるけどどうしたの、悩み事でもあるのっていうふうに、声をかけられることがあったそうです。それは、今思えば先生が自分のことをきちんと見てくれて、自分の小さな変化に気づいてくれたのだなっていうことで、ありがたいことって思えるけれども、当時は「自分の家庭のことがばれそうになる。」と思ってしまわれたそうです。ばれたくないという気持ちを持ってらっしゃったので、「もっと頑張らなければいけない。隠さなければいけない」と思ってしまったと。なぜそこまで必死に隠していたのだろうって今になったら思うけれども、当時は、よそと違うということを知られたくないという気持ちしか持っておらず、そうやってせっかく心配をしてもらっているのに、隠そう隠そう

と自分はしてしまった。今、ヤングケアラーと呼ばれる子供たちの中にもそういうふうになってしまう子供たちもいるかもしれないということは、支援に当たる人にもちょっと心にとめてほしいということをおっしゃっていました。それがすごく1番心に刺さりました。どうにかして支援につなげる、つなげなければ、見つけなければという思いを持っていたのですけれども、こちらの気持ちが果たして本当に当事者の子供さんの気持ちに寄り添うものであるのかどうか、その辺りをきちんと考えなければいけないなと思った当事者の言葉でした。

池田企画課主幹 以上のことから今御説明させていただいた内容から自分がそういう立場にある、というところをよく周知徹底をして、また、相談につなげられるような体制をとっていけるように来年度はその辺りを重点的な取組として考えているようなところでございます。続きまして、課題の学校生活への影響が懸念、それから学習支援につきまして、学校教育課から御説明をさせていただきます。

長友学校教育課長 周知、啓発活動が課題であり、先ほど申しましたがその活動を進めると同時に、子供たちが声を上げて相談できる体制の充実に引き続き取組みたいというふうに考えています。そのために教員側としては定期的な情報共有をもとに、支援が必要な場合はケース会議を開催していきます。それから、スクールカウンセラーと専門家を入れることによって、教育相談体制のさらなる充実を図りたいというふうに考えます。また、関係機関との連携により、ヤングケアラーであると分かった場合、そうした早期支援ができるように努めてまいりたいと思います。そのためにもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門家につなげる、また関係機関等につなげる、そうしたことを進めながら、当該児童生徒に寄り添って支援を進めてまいりたいと考えています。さらに学習支援につきましても、今まで取り組んでいることと同様となりますが、さらに、子供たちの様子を見ながら、周知、ヤングケアラーの子供たちが声を上げられるように、また、勉強が分からないときに「勉強を教えて」というようなことが気軽に言えるような雰囲気づくりにも努めてまいりたいと思っています。

池田企画課主幹 最後になります。相談支援につきまして、その対応を子育て支援課から御説明させていただきます。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 相談支援につきましては、今後も継続していくのはもちろんのこと、学校だけでなく家庭児童相談室も窓口であるということを明確にし、しっかりと周知していく必要があると考えています。この家庭児童相談室は、小野田駅裏のスマイルキッズに設置しており、校区でいうと高千帆小学校校区になります。お子さんが相談したいと思われたときに、スマイルキッズまで来られない場合には、電話相談もありますし、場合によっては相談員が出向くことも可能ですので、周知する際にはその辺りもあわせてお知らせしていきたいと思います。また、子育て支援ネットワーク協議会においてもこれまでどおり連携を密にして、個々の事例に対応してまいりたいと考えています。

池田企画課主幹 事務局からの説明は以上となります。

藤田市長 幅広く説明をしていただいてボリュームがたくさんあるのですが、全体像をまず御理解いただく中で、また皆様方のお考えや御意見をお聞きしたいとの思いがございましたので、一括して説明をさせていただきました。それで、まず今回の山口県のヤングケアラー実態調査の結果の報告がございました。まずこの件について、御質問、御意見等があればお伺いしたいと思います。私から一点、先ほど、県の調査結果の2ページに回答者全体の12%に対して本市は13.4%という話をお聞きしました。合わせてその右のグラフの下で、世話をしているためにやりたいけど出来ないことがあるというのが、県は、回答者全体の2.3%本市は3.0%という報告がありました。推測になるのでざっくりなんですけど、小学校5年生から、高校3年生って、仮に1学年500人で計算したら8学年あるので、4000人にアンケートを出したと。4000に対して今7割が回答率ってということなので、2800人が回答してくれたと。その2800人に対して最後の3%が、何かしら課題があるねと。それを計算すると約80人になってしまうのですが、そのぐらいのイメージをもってよろしいのでしょうか。まずそこを確認させてください。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 はい。その計算でいいと思います。

藤田市長　それが1桁なのか2桁なのか3桁なのか、ちょっとそのぐらいのざっくり感の意識が必要と考えています。あと皆さん何か御質問ございませんか。これを含めて、もう全体に意見をお伺いしたいと思います。かなり幅が広く根が深い議題で、一つだけのことで解決する問題ではないというところなので、どこからアプローチし、議論したらいいのか中々難しいと思います。1番最初に説明がありましたが、今回(1)ヤングケアラーの定義っていうところを事務局もいろいろ考えて、出してもらっていますが、そういったことは定義すること自体がいいのだろうかという考え方もあります。どういうふうに定義をするのかっていうのも大切ですが、その前に定義すること自体の意味とかですね。多分、そういうところから深い議論をしていくべき重要なテーマなのではないかと。だから、何か一律的に「こうだ」と机の上で考えて、それをもって、「これで出来ました」ということをいろいろな教育現場とか、家庭に押しつけるような形で、そして子供たちをあなたもヤングケアラーになっていますっていうように、一方的に進めることはあまりいい結果を生まないのではないかなと感じます。先ほども、内部の事例、研修での当事者の話と二つ聞かせていただく中で、よりそういう思いがございました。そういったことを含めてなんですけど、まず皆様方にどういう視点でも結構です、このヤングケアラーについてどういうお考えをお持ちで、最初に何を課題として取り上げ、何をすべきかということをお意見いただき、手法論としては、「こういうことをもっとやったほうがいいよね」ってなるんですけども、手法論の前にヤングケアラーをどうとらえるべきか、その辺りをよく議論すべきではないのかなというのが、私の思いでございます。まずは、そこについて忌憚のない御意見を頂戴出来たらと思っています。

中村教育委員　研修での報告もあったのですが、ヤングケアラーっていう定義をするときに、本人の主観や客観的に判断することが難しいのではないかなと思うのです。本人はヤングケアラーっていう定義をされて、私はそうではないって感じる人もおられる。ところが、客観的に見たら明らかにヤングケアラーの定義に一致するのではないかな。そういうときに、ど

ういう対応を本人、当事者にするかっていうことはなかなか難しいですね。その辺はどうお考えですか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 今委員さんおっしゃられましたように、本人は、自分のことをヤングケアラーと思っていない。学校教育課長が担任の時のお子さんだった方のように、自分は全く苦にしてない。でも周りから見たら「いや、ヤングケアラーじゃないの。」となった場合、本人がSOSを余り出してないようなときに、いくら支援するよって言っても、いや、何も困ってないのだけど、となってしまうかもしれません。ただ、子供が子供らしくいられない状況であれば、やはりそれはヤングケアラーになるのかなと感じております。そういうときは、本当にその子供さんが困ってらっしゃらないのか。研修に行ったときの方のように、隠したいと思っているから認めたくないのか。そこの気持ちに寄り添っていくことから始まるのかなと思っています。

藤田市長 考えれば考えるほどいろんな視点、観点が出てきて、一つ一つが公式に当てはめて「これ」というものではないということが多分に出てくると思います。そういった背景のある課題であると。ただ、「難しいから何もしない」ではこれまた困るのですけども、難しいからこそきめ細かい配慮のある方向を定める、ということが必要なのだろうと考えています。

竹田教育委員 資料の説明をざっと進めていただいて、何かこう自分の中ではっきりしたことがあるっていいですか、弊害のほうが多いのかなって。ヤングケアラーっていう言葉が、本当に随分周りから聞かれるようにはなりました。でも、その本質、もともと浅い部分のヤングケアラーが歩いていて、レッテルを張るとか線引きをすとかっていう、その部分がすごく恐ろしい。先ほどのお話にもありましたが、当の本人からしたらそれを応援してほしいっていうか、一生懸命面倒見たいからやっているっていうところもあると思うんです。その中で、周りの目からも、あなた大変だからって線引きされて、先ほどの研修の話もありましたけど、私自身も新聞の記事で当事者の方が書かれているもので、そういう視点を書いておられる人が多かったんですよね。なので、本当に支援を必要

とする人を発見することはとても大事なことですけど、それよりもむしろ、福祉の支援につなげていくために、どうしたらいいのかっていうことをみんなが考えていけるような場も要りますし、それから当事者同士が集まれる場。以前にもお話ししたのですが、福祉の現場でされているピアサポートっていう取組ですけど、子供たちの場面には中々ないことなので、介護される方がちょっと休息できるような場があるように、子供たちにも、そういう当事者が、本当に当事者同士がつらい思いをちょっと話せるような場も必要じゃないかと感じました。

藤田市長 今日、急に資料をお出しして、中々読んでいただく時間も少なかったと思います。もう少しかいつまんで再度御説明させていただきます。そもそも親が家庭でのケアや家事などの役割を果たせないときに、家族である子供がケアを代行せざるを得ないという社会の在り方に、根源的な問題があるのではないか。家族や世帯に対する介護や保育、家事補助といった福祉サービスの不十分こそが、まず改善される必要があるのではなかろうかと。また、子供をヤングケアラーにしないための支援という視点ではなく、家族だけでケアを担わなくても済むような支援という視点で、社会や支援の在り方を考えていく必要があると。また、レッテル貼りは親子双方に悪影響を与え兼ねないと。定義を突き詰めていくことで、変な形のレッテル張りっていうのは、親にとっても子供にとってもいいことではないという思いもあります。

砂川教育長職務代理者 前回、第1回目の会議で、ヤングケアラーという言葉聞かせてもらったりして、いろいろ、自分としては研修会も出ましたし、講演会も出て、いろんな資料をたくさん見てきたつもりです。私は個人的な結論としては、このヤングケアラーという問題は、決して教育委員会や特殊な児童福祉課とかそういう部署だけの問題ではなくて、県や市全体の問題で取上げないと到底対応出来ないのだろうと考えてきました。もう既に、2、3市にはヤングケアラー課という課を設けているところがあると。ちょっと私も目にしたことがあって、市長さんが、ヤングケアラーを今年はやるぞということ、教育長からお聞きしておりましたので、思いはそこぐらいまでの組織をつくり上げていただける

と。例えば、今いろいろ説明聞きましたけど、長友学校教育課長のお話を聞いていると、寝る時間がないのではないかというくらい教育委員会自体が大変な業務を受け持って仕事をしておられますので、そこにこのヤングケアラーの問題も突っ込んでいけば、もう教育委員会の人たち本当に体を壊すのではないかと思います。だから、私の今日ここでの結論は、山陽小野田市にヤングケアラーだけを扱う、そういう専門職を設けて、もう全ての課がそこでいろんなこと、学校教育、教育委員会もそうですし、他のいろんな児童福祉課とか、そういうところがいろんな立場のときに、そこで話をまとめながらやっていくような組織をつくっていくのが、これからのヤングケアラーという大きな問題を解決していく道ではないかなという気持ちで今日は参加しています。

藤田市長 はい、貴重な御意見ありがとうございます。

長谷川教育長 ヤングケアラーという言葉だけを聞くと、児童生徒だけに光を当てて議論しているのですね。さっき、それぞれの課から、今の取組状況、それから今後の取組について、話がありましたけども、やはりそれらは全て子供たちに光が当たっていると聞き及びました。やっていることはヤングケアラーだけではなく、全ての子供たちのいろんな悩みに対応する取組ですよ。しかし、この問題の根源ってというか、下のところをずっと見ていくと、やはり要介護者への支援がいかにあるべきなのかという非常に大きなテーマにぶち当たってくるのではないかというふうに思います。それを、何か家族だけでは抱え切れない状況を、どうやって少しでも改善していくのか、というような議論も、これから必要になってくるのかなという気がしています。

藤田市長 ありがとうございます。貴重な御意見でした。

末永教育委員 そうですね、ヤングケアラーという言葉がよく取り沙汰されるようになってですね、私何人かの保護者の方から、うちの子はヤングケアラーなのかなっていう相談を、以前から知っている方から言われたことが何回かあるんですね。そのお母さんは持病を持たれていて、ある動作がちょっとしにくいので子供にいつもそれはしてもらっているとか、いろいろな御家庭があるのですが、本当に、今この定義されているよ

うなヤングケアラーではなくて、ただ家族の中で、できること出来ないことを補い合って生活している。もちろんお子さんも、学校にも普通に通われているし、いつもどおりお友達と遊ぶこともあるしっていう、先ほどおっしゃっていましたが子供らしい生活を送られている御家庭ですね。だからそういうお話をして、いや違うよって言うこのヤングケアラーは違うよねっていうお話をしたのですが、そういうふうに思われている保護者も、もしかしたら子供もいるっていうのはすごく実感しました。周知徹底が必要だっていうふうに言われていたのですが、この意味を間違えてとらえると、本当にレッテル貼りとか差別的なことになってしまうので、ちゃんと本来の意味、本質を周知徹底していく必要があるなっていうのは感じました。この資料はすごく分かりやすかったのですが、ヤングケアラーでも1人で頑張らないで誰かを頼ったっていいのだよ、っていうメッセージを悩まれている子供とか保護者の方とか、御家庭にこれが伝わるといいなというふうにまず思いました。周知徹底の仕方をちょっと考える必要があるなというのは、それとともに思いました。あとはもう一つ、よく学校のことで何でも、保護者とか子供からは、この悩みをどこに言っていったらいいのだろうっていうのをすごく言われるので、分かりやすい窓口が一つあって、そこから専門家の方にそれぞれつなげる、つながっていくことができる、そういうシステムがあるとすごく嬉しいなとは思っています。

藤田市長 皆様方から大変貴重な御意見、またいろんな多角的な御指摘もいただいたところでございます。私も大体皆様方と同じような考えを持っています。子供からいろんな相談を受ける、また、子供に何か一声かけようって思う場面があると思いますが、我々が気を付けていかないといけないのは、ヤングケアラーっていうのをこちらが一方向的に定義して、あなたヤングケアラーに該当しますと、大変ですよっていうことをする前に、その人が小学校の低学年でも高学年でも、御家族のことをみんなで協力し合いながら、特に小さなお子さんを見ているのは、本当に家族愛にあふれた立派なことだよなって、まず認めてあげることから入っていくことだと思います。その中で、悩みとか相談したいことがあれば、

こういうところがあるから、いつでもいいからちょっとでも声に出してみたらっていう窓口を提供しておく。あと、それを子供たちがどのタイミングで電話をかけ、相談するかはもう我々には分からないので、その逃げ道みたいなことを知っておいてもらうことがスタートラインなのかなと感じます。それが我々の想像以上に数が多かったり、質問がある程度分類出来たりってなれば、それに対処する施策を考えるとかですね。そういうことが一連の流れとしてあるといいのかなという思いと、先ほど教育長から申し上げたように、根本となる子供の福祉サービスの充実っていいですかね。そうした家庭のいろいろな課題を、少しでも第三者的にまた場合によっては公的機関がサポートするような体制で、なるべくそういうことが生まれにくいような環境整備、そうしたことを求めているらっしゃる方に、こういう制度があるのならちょっと活用してみようと思っていただくとか、そういったところを増やしていく。また、そうは言っても悩んでいる子供に対しては、どういうケアが大切かっていうことを同時並行して進めていくことかなという思いはあります。先ほど砂川先生がおっしゃっていましたが、市としてももう少し積極的に、分かりやすい、組織的なものということも御提案をいただいています。そういうことも、その発展形の中で、もしそういう具体的な施策が必要となれば考えないといけないことかなと思っております。しかしながら、今はある意味スタート地点でございますので、余り具体的にこうこうっていうところを現時点で申し上げることが難しいのですが、今一番気をつけておかないといけないのは、入り口のメッセージとか定義とか、それをちょっと間違えてしまうと、幾らPRしてもそれが悪いほう悪いほうにいつてしまうと意味がない。なので、そこに気をつけてスタートを切っていく、どういうスタートがいいかを考える、ということじゃないかなと思ってます。多分その最初になるのが、今回の(1)にあります「ヤングケアラーの定義」がそれに当たるものかなと思っておりまして、まずは今日のところ、もう少し皆さんの御意見を伺いたいのは、定義っていうのがまず必要かどうか。必要とした場合に、どういう表現が好ましいのか、具体的にこの文言っていうところでは、もう事務局に

お任せしたいのですが、こういう表現は入れるべきとか、こういう表現をしないほうがいいとか、そういう御意見があったら教えていただいて、まずはそこからスタートを切ったらどうかということも考えています。あと、これについては本当にそう簡単なテーマではないため、今日の30分、1時間の会議の中で解決策は多分出ないと思いますので、必要に応じて議論を重ねていく。私もまた家に帰ってしっかり物事を考えたり、またそういう時間が必要なことだろうと。事務局にもいろんなアイデアを出してもらいたいなと思っておりますけど、まずそのヤングケアラーの定義について、必要、不必要とは言わないですけども、その定義をすることの重要性っていいですかね、その辺りからちょっと皆さんお考えがあったらお聞かせいただけたらと思います。厚生労働省、また山口県も表現してあるのもう既に国とか県は定義してあるということに対して、市があえてつくる必要があるかということもあるのですよねや国の検討はこういうふうに表示していらっしやいます。このヤングケアラーについてはっていうことでもそう間違いはないだろうなという考え方もあります。

長谷川教育長 今、資料1を見ながら、随分幅がある定義だなあって思ってみました。これだったら定義は要らないのかな、幅が広すぎて、きちっとした議論の根拠にならないですよね。というのが、例えば大人が担うと想定されている。誰が想定するのでしょうか。それからその下の二重線のところですね。年齢や成長の度合いに見合わない。どこまで子供に、担わせたら大丈夫なのかなあ。となると、こうやって定義するよりはこんな意見もあるよね。こんな考え方もあるよね。ヤングケアラーって、こんなふうに捉えている人もいますよねとか、何かこう、いろんな事例を挙げ、一つに決めずに、こういった意見もありますよってというような、列挙でもいいのかなあというふうなこともちょっと頭の中に浮かびました。

藤田市長 ありがとうございます。

砂川教育長職務代理 私も教育長と同じように、市長さん御自身が今回新しくちょっとこう変えられましたよね、市の目指すところの言葉を分かりや

すく、市長さんがそういう気持ちで山陽小野田市をやっていくぞという中の、一つの事業として声が出てきたよってというような考え方をしたら、もう大きく定義っていうのは一つでよい。そこの一つの中の1事業として、これを取り上げるぞという考え方でも、私はいいのではないかなと思います。

藤田市長　そもそものこの定義をする目的は何かってことだと思うのですよ。これは、定義をすることによって、今まで我々が見過ごしていた人たちを、これレッテル貼りにもなるのですが、そういう形にケアできるようにしようっていう。また、教育現場でもどこでも、誰をヤングケアラーと見定めたらいいか、その線引きのために定義が欲しいとか何か、その程度のことじゃないかなっていう推察をするのですよね。それって本当に必要なのか。こういう定義を読んだ人が、この人はヤングケアラーって定義によってそれができるのか、多分出来ないじゃないですか。それでは、そもそものこの定義は何のためにつくるのかが分からないのですよね。だから分からないことを作ることによって、もしかしたらマイナスのほうが大きいようなら、ないほうがいいのではないか。考えれば考えるほど、何かそういう思いになってきているのですよね。今、砂川先生がおっしゃったように、市の大方針、一言で言えば、全ての世代の方が笑顔で暮らしてほしいのですよね。だからその子供たちも、それはヤングケアラーってわざわざ定義すると小さな子供たちを世話してくれると大変だと周りを見る一方、この子供たちはもう兄弟があって、いや楽しいよと。笑顔でやっているよって言えば、それはそれで素晴らしいっていうふうに見られるわけですから、何か全ての世代、子供含めていろんな人が笑顔で過ごせるような、そういう社会ができるといいよねっていう思いはあるのですよね。それをわざわざこのヤングケアラーというふうに、ある何かを押しつけ的にするってことは余りよろしくないなと思うし、効果的じゃないと思うのですよ。効果が出ないっていう気がちよっとしています。その辺り皆さんの御意見も、また、お聞かせいただけたらと思います。既に国と県でこういう書き方されているし、多分ヤングケアラーっていうのを一切使わないっていうのはちよっと何か

こう、施策とか、共通の話題をするときに難しい面もあるから、どうしてもヤングケアラーって使わざるを得ないこともあるかもしれないのですが、それはもうそこまでにしておいて、あんまり定義ってことにこだわらずに、国や県の定めてあるところを一応参考にするぐらいでいかがですかね。考え方として、もしよろしければ、それをちょっと事務局に渡したいと思っています。今、入り口のことでお話をしたのですが、仮に定義をせずに参考にこういうこと書いてありますのでいいかもしれません。これをどのように、当事者もあれば関係者もあればいろんな方に、こういう課題が今国も指摘をしてあるということについて、市内にもしくは1人でも2人でもいればその大勢の子供たち、それがどう伝わっていくのか。何かその辺りの表現の仕方、先ほど、こういう言葉もすごく伝わりやすいって話もありましたけど、何かほかに、せっかくだら資料もあつたりするので、その中からピックアップして、こういう言葉なんかを中心に使うことが、より本質的なところが伝わるのではないかと、何かそういうことを我々もちょっと意見を出すことによって事務局とかそれぞれの担当課集まっておりますけど、何かみんなが共通語で、進めることが大切なのかなあと何か変な方向に、頭でっかちでいくことがないように、したほうがいいのではないかなという思いもあります。

竹田教育委員 ヤングケアラーについて学んでみませんかとか、みんなで考えてみませんかみたいな、漠然とみんなでしているわけなので、それについてちょっと投げかけるみたいな形もどうかと。やっぱりこの定義とかっていうところは、重い責任ととらえるとか、負担の感じ方はそれぞれ個人差があるわけなので、この固い文章があるとより重く感じられてしまうかなと思ったのですが、投げかけになるような何かがいいかなと。

藤田市長 少しでも深く考えるってことを怠ると、誤解を生じて、よかれと思って言うことが、もしかしたら負の連鎖につながるようなことになり、うかつに使えないなあという気もします。そのときに、何か理論的に、理論武装してこういうことって書いてあるっていうことを理解するの

ではなくて、先ほど、長友課長や長井次長が話を聞いた様に、自分で体験をされたような、そういったことが1番届くというか、そういうことが現場である、そういうことを加味しながらヤングケアラーに向き合っていないといけない。そういうことを理解することによって、子供に対しても、その親なり関係者に対してもどういう言葉をかけたほうがいいのかとか、こういう言葉をかけると、もしかしたらそこに、相手は反対の意味を捉えてしまったらよくないよねっていうことなど、もう少し理解が深まるという気もするので、今、竹田委員さんがおっしゃったように、「もうちょっと自分の中で考えてみませんか」っていう投げかけはすごくいいことかなと思いました。

砂川教育長職務代理 私が今、いろいろ考えているところで気になっていることはですね、例えば、児童委員とか、そういうような人たちがやるようなものであってはならないと思っています。というのは、要するに、いろんなアンケートで該当する子供が出てきた場合、そういう子供たちをどのようにして今後、幸せな子供に育てていくか。ちゃんと出来る家庭を作るためには、もう行政の力でやっていくということが必要。ボランティア的な考え方では、私はよくないと思っています。だから、ぜひ、もしやるのだったらちゃんとした職種でやっていただいて、ボランティアというようなそういう甘い考えではよくないと、懸念しながら考えていました。

藤田市長 ありがとうございます。多分こういうのって役割分担だと思うので、1番身近な人が、児童民生委員の皆さんとか、学校教育現場とか、それはたまたまその1番身近かもしれないので、そうかもしれないその人に、このヤングケアラーという課題があるから、それをあなたお願いねっていうものでは決してない。全体像を皆さんが共有して、その中で今せっかく接点の多い方々にはこういう役割をぜひ担ってもらえればありがたいねっていう。みんなで力を合わせて、何か、進めていくようなことかなという気もしますので、今、それは先生がおっしゃったように、行政の力っていうのが、市としてどういう考え方、捉え方をしていくのかっていうのはやはりそもそも論として、必要なのだろうなと思っています。

す。

末永教育委員 今回の砂川委員さんの話にも少しつながるのですが、いつも保護者の方とか子供たちと話して思うのは、何とかSOSダイヤルとかあっても、そこに直接かけるってすごく勇気が要ることで、なかなかそういう人ってあんまりいないのですよね。ただ身近な大人とか、本当に話せる人には、ちょっとずつSOSって漏れていることがあって、それをピックアップして本当に何か支援が必要なら、それを専門のところにつなぐって役割を、地道ですけどシンプルな支援かなというふうに私はいろいろ聞いていて思うのですが、そうすると、身近な大人とか子供とか保護者に関わっている大人たちが、このヤングケアラーについて、さっき竹田さんが言われた、学んでみるとか、知るっていうことはすごく必要だと思います。この子もそう考えると、こういうことで悩んでいるのかなっていうことが、ちょっと行政の支援にそういう身近な人がつなげられるっていうのは必要な支援だと思うので、ぜひ、そういう、ものをつくっていただきたいなというふうに思います。

中村教育委員 子供本人が困っている。家族のことで本人が困っているのを、行政であろうが、地域だろうが、学校であろうが、これを支援しないというのは正義に反しますよね。当然、こういう困り事っていうのは、困り事相談とかいうときに、子供は行かないですね。では、それをどういうふうに本人の困っているっていうことを見つけるかっていうのは、学校でも対応しています。ただ、本人が困ってない、定義、主観的に言いながら、これは子供心に、全てを任すのは、これもまた正義に反するということもありうるから、同時にそれを定義するとき、考えないといけない。特に、子供福祉を考える場合に我々が見つけにくいことの一例として、昨年、小学校4年生で、児童相談所から福祉施設に入った子がいるのですが、その子は保育園の頃から小学校3年生ぐらいまで地域の人が、あるいは関係機関の人が世話をして学校も心配していました。4年生になって突然、彼女は家庭に戻りたくないと言って、いまだに福祉施設にいます。両親もいるし、おじいちゃんおばあちゃんもいるのですが、そういう事例が子供たちの中にあるのですよね。あるきっかけで

分かったのですが、この子たちを助けなきゃいけないっていうことを、しっかりつかむということが必要です。

長谷川教育長 私、竹田委員が先ほど言われた「このヤングケアラーという言葉の切り口にして、みんなで考える」っていうことが正解なのかなあと、いう気がしてきました。家庭内で、家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことをヤングケアラーと言いますよ。アンケートでは何%かはいるのですよ。ただ世話をするっていうことが、その子にとって生きがいじゃないけども、支えになっていることもあるかもしれないよねとかですね、いろんな考えが出てくると思うのです。これを切り口に、家庭内での介護のことについて、これは特別なことじゃない、どの家庭にもある、ここにあった普通のことって書いてありますけど、そんなことなんだ。ということで一緒に考えていきましょう。その地域の中にそういった困っておられる方があったら、どういう手を差し伸べられるのだろうかということも考えてみましょう。そういった機会になっていくのいいかなと、私もそういうふうに思いました。

藤田市長 今日は、皆様方から貴重な御意見を頂戴いたしました。全体をまとめますと、議題には上がりましたが、ヤングケアラーの定義についてはちょっと保留にさせていただけたらと思います。定義を決めるってことは、あまり重要視をしないという方向でいいのではないかなと思ってます。それで、今スタートラインで必要なことは、ヤングケアラーって何が正しいのか、100点満点はないという大変難しい課題であるっていうことを前提に申し上げますと、正しい知識・意識じゃなくて、間違った意識や知識で物事を進めないようにしないといけないっていうのが、スタートラインとしては大切なのかなという思いです。そういうことを深く考えるような場、それがもう勉強会、研修会とか、いろんな意見交換会の場が既にあり、会の中でヤングケアラーってことを取り上げてもらって、事例を含めてヤングケアラーはどういったものなのかとか、どういうことが実態なのか等を理解してもらおう。そして、その関係者が自分にできる役割を果たしてもらおうように少しずつ作っていくことで、まずは、間違った意識を払拭するような、そのための検討会、勉

強会ができればいいなというのが一つです。それで根本的な解決策は、一つには福祉サービスの充実っていうあたりに起因するということもありますので、これまた担当課ともよく調整しながら、どういった市民に対してのサービスがこういったことの課題解決の一助になるのか、それをもう一度整理をする必要があるのかなと考えています。そして、これからの課題解決に向けての具体的な取組は、既にまとめてはもらっています。これは、ある意味今までも十分やってもらっております。その延長線上にあるので、それはそれで、いいことは継続徹底していただいたらいいのですが、ことをこのヤングケアラーっていうことをテーマにしたときに、何かしら新しいアイデアがもしあれば、それもちょっとトライしてもいいかなということもあります。今日のところは、とりたててこれっていうのはないと思いますが、そういうアイデアがありましたら、また皆さん方もからも御意見を出していただければありがたいなというふうに思っています。以上をもって、大体本日皆様方から頂戴した意見の取りまとめとさせていただきたいと思っておりますけど、よろしゅうございますか。これは、継続的に御審議いただき、また、それから事務局等いろんな形で、市民や関係皆様方にこういう投げかけをしたときにどういう反応があったとか、また現場で実際に子供とどういう触れ合いの中で、難しい面もあれば、いやうまく行って、ちょっと心のケアになったとか、そういうことがあればまた教えてもらいながら、本市の進め方を皆さんさんと一緒に考えていけたらというふうに思っています。ちょっと長くなりましたけど、事務局にお戻しします。

工藤企画課長 長時間にわたり、大変重たい議題につきましてたくさんの御意見を頂戴いたしましてありがとうございます。本当に、ケースごとに非常に難しい要素も含んでおりまして、今後における検討課題として議論させていただくべき問題であろうと思っております。また、事務局でもいろんな状況等を勉強する中で、改めてまたこういった場も設けさせていただきたいと思っておりますが、一点確認事項として、今後の対応について、皆様方の御意見の中でも、周知にしっかり努めるという点については、皆さん同意見いただけるのかなと思っております。令和5年度、

その辺りをしっかりと努めていく中で、また新たなちょっとアイデア等があれば、この場でまた御協議のほうを図らせていただきたいと思いますので、次回につきましてはいつというのは今のところ具体的なスケジュールはまだ申すことが出来ませんが、引き続きの検討課題としてよろしくお願ひしたいと思っております。

藤田市長 最後に次回いつになるか分かりませんが、それまでに事務局に、こういうところを調査してほしいとか、考えてほしいとか、こういうテーマで、整理してほしいとかそういう視点ございましたらお聞きしたいと思ひますが。特に、この場でなかったらまた気づきになられたら事務局に意見をお出しいただいて、次回またより良い、こういう意見交換の場になるようにしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

工藤企画課長 改めまして皆様ありがとうございました。また藤田市長議事の進行ありがとうございました。本日の会議につきましては以上で終了いたします。皆様本日はお疲れさまでしたどうもありがとうございました。

午後 2 時 5 2 分 散会

令和 5 年（2023 年） 2 月 1 6 日